

○「議案第111号 末長住宅新築第1号工事請負契約の変更について」

《主な質疑・答弁等》

* インフレスライドによる金額変更の仕組みについて

川崎市工事請負契約約款におけるインフレスライド条項では、日本国内において賃金等の水準に急激な変動が生じ、請負金額が不相当となった場合は、相手方に対して請負金額の変更を請求することができるものとなっている。

本工事は3年の債務負担行為が設定され工期が長いことから、2回のインフレスライドの対象となっている。1回目のインフレスライドは平成26年1月の国土交通省の通知を受け、本市においては同年2月に財政局から対応する旨の通知が出されている。2回目については、平成27年1月の国土交通省の通知を受け、同年2月に財政局から通知が出されている。いずれの時期においても、賃金水準の変更が確認できた時点で残工事期間が2か月以上ある工事が契約変更の協議対象となり、本市の建築単価に基づき再積算を行い、変更額を算定することとなっている。スライド額の算定については、いずれのインフレスライドの協議時点においても、純粹に残工事に対する増加分の全額ではなく、請負業者に対しても相応の負担を求めるものとなっており、増加した金額から1%を差し引いた金額を本市の支払額として算定している。

* 工期の延長が必要となった原因について

本工事と同時期に、給水管敷設工事を前面道路で発注しており、本工事に関係する大型車両の通行の合間を縫っての施工を計画していたが、前面道路の地盤が当初の想定よりも軟弱であったことから、大型車両の導入経路を担保できない事態が生じた。そのため、工程の再検討を行い、本工事を2か月程度停止し給水管敷設工事を先行して施工することとしたため、その準備と停止期間を合わせて、本工事に3か月程度の工期延長が生じたものである。

本工事も含め、このような案件については、事前の地盤調査等を入念に実施することで、工期の延長等を避けられる可能性は考えられるが、その場合、まず解体工事を行い計画地を更地にした上で、地質調査を実施し、地盤の状態を確認してから工事を発注するという工程となるため、設計期間が延び、工期全体としては現行よりも1年は長期にならざるを得ないと考える。そのため、現行の方針としては、建物が残っている状態で空いている土地において地質調査を実施し、ある程度地盤の状態を推測した上で、設計、発注を行い、差異については現場で対応することとしている。

このように本工事については、現行の方法を踏襲しなければ、設計から含めた全体の工期が長期化してしまうため、御理解をいただきたい。

《意見》

* 今回の増額及び工期の延長については、やむを得ないものと理解するが、当初の契約から変更になるものに関しては、それが適切かどうかというのが市民には見

えにくい部分もあるため、契約の変更理由などを市民にも分かりやすく示すことができるよう、努力してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決